

平成24年6月19日

第2395号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 公共測量実施の通知（323～325・建設政策課）…………… 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（326・河川砂防課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）2件…………… 2
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（水産漁港課）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 4

公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（55・生活環境課）…………… 4

告 示

秋田県告示第323号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり大仙市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（道路台帳作成）
- 2 作業を行う地域
大仙市中仙地域内
- 3 作業を行う期間
平成24年5月2日から同年9月28日まで

秋田県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり大仙市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業を行う地域
大仙市大曲
- 3 作業を行う期間
平成24年6月1日から同年8月31日まで

秋田県告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり能代市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量）
- 2 作業を行う地域
能代市上町、万町、日吉町、御指南町、富町、畠町、東町、大町、川反町、浜通町、清助町、大手町、盤若町、末

広町、景林町、西通町、柳町、住吉町、栄町、通町、若松町、追分町、元町、南元町、明治町、中和一丁目、中和二丁目、緑町、出戸本町、花園町、青葉町、昭南町、松美町、萩ノ台、能代町字中川原、落合字下野瀬起上中島、字田子向、字鳳凰岱、字西赤沼、字松長布、字長崎及び字上古川布

3 作業を行う期間

平成24年6月1日から同年8月31日まで

秋田県告示第326号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
中神明町1号	大館市中神明町	39番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、39番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、40番の一部（次の図に示す部分に限る。）、43番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、44番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、45番の一部（次の図に示す部分に限る。）、46番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、46番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、62番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、62番2、63番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、63番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、63番3、64番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、183番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）
	大館市根下戸字坂ノ下	121番の一部（次の図に示す部分に限る。）、122番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、123番1の一部（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び北秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 すこやかサポートにしせん
- 3 代表者の氏名
高 橋 トミ子
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大仙市刈和野字沼田5番地10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民等に対して、子育て支援に関する各種事業を行い、地域の子育て支援の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 絆
- 3 代表者の氏名
佐 藤 久 男
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市石脇字赤冗1番地279
- 5 定款に記載された目的
この法人は、介護及び援助が必要な高齢者、障害者並びに介護保険法の要介護認定非該当者に対して、介護サービス及び自立支援に関する事業を行い、きめ細やかな福祉を実現することを目的とする。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
船舶の売却処分

数量	1隻
船種・船名	汽船「千秋丸」
船質	鋼製
総トン数	187トン
進水年月日	平成9年5月20日
船舶番号	第120120号
所在地	秋田県男鹿市船川港
予定価格	11,384,520円（消費税及び地方消費税を含む）

- 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
農林水産部水産漁港課 漁業管理班（電話018-860-1893） 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成24年6月19日（火）から同月27日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- 3 入札執行の場所及び日時

場 所	期 間
出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年6月29日（金） 午前11時30分

- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く）。
- 5 入札参加申込みに必要な書類等
 - (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
 - (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書
- 6 入札保証金に関する事項
入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、農林水産部水産漁港課（電話018-860-1893）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八郎潟土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年6月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年6月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第55号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成24年6月19日

秋田県公安委員会委員長 伊藤 辰郎

1 実施年月日

平成24年7月26日（木）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成24年6月19日（火）から同年7月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）
又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。